

●医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準揭示

区分	分類	分類 2	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	10
	エ	肺悪性腫瘍手術等	1
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	3
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	2
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	2
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	1
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	3
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	ー	鏡視下手術	0
その他	ア	人工関節置換術	70
	イ	乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対する外科手術)	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	23
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	46

●A237 ハイリスク分娩管理加算にかかる施設基準揭示

年間分娩件数	174
配置医師数	5
配置助産師数	12

●K046 骨折観血的手術(注 緊急整復固定加算)
 K081 人工骨挿入術(注 緊急挿入加算)にかかる施設基準揭示

大腿骨近位部骨折後、48時間以内に手術を実施した件数	104
----------------------------	-----